

第 6 次 美 瑛 町 行 政 改 革 大 綱

行 政 改 革 大 綱 実 施 計 画 書

平 成 2 8 年 3 月 改 定

北 海 道 美 瑛 町

## 第1 改革の基本方針

美瑛町における行政改革は、5年を基本計画期間とし、平成3年度から平成7年度までの第1次美瑛町行政改革大綱に始まり、平成8年度から平成12年度までの第2次美瑛町行政改革大綱では、主に行政事務の合理化、効率化に取り組み、平成13年度から平成17年度までの第3次美瑛町行政改革大綱では、主に各公共施設のオンライン化による行政事務のOA化並びに係職のスタッフ制導入による機構改革の推進に取り組み、平成18年度から平成22年度までの第4次美瑛町行政改革大綱では、広域的事務への移行推進、民間委託の積極的推進、指定管理者制度の導入など事務事業の見直しや将来を見据えた行政機構と職員体制の見直しに取り組むとともに、住民情報・行政情報のシステム化を推進し、住民サービスの向上を図ってまいりました。

平成23年度に改定した第5次美瑛町行政改革大綱では、第4次大綱の内容を踏襲しつつ、農業、商工業と観光の連携したまちづくりを推進する「丘のまちびえい活性化協会」設立による行政運営の効率化、退職職員の再任用制度を活用した適正な職員配置、フェイスブック開設による行政の情報化推進など、さらに一歩取り組みを広げ、一層の改革を推進してきたところです。また、今日の社会の仕組みと地方の自主自立改革や、少子高齢化社会を踏まえたきめ細やかな福祉施策をはじめ、自然災害への迅速な対応等様々な行政需要に対応するため、平成25年度に更なる機構改革を実施し、限られた人材による質の高い公共サービスの効果的提供に向けて取り組んでまいりました。

情報化が進む現在において住民ニーズは多様化し、社会保障、子育て支援、教育など行政に寄せられる期待、要望は多岐に渡ります。これからの行政運営に当たっては、これら住民ニーズに対し更に的確な対応をしていくとともに、住民がまちに誇りと愛着を持ち、協働によるまちづくりを推進していけるような体制づくりを図る必要があります。

今回策定する「第6次美瑛町行政改革大綱」は、これら近年の情勢と施策の方向性を反映するとともに、これまで毎年実施してきた第5次美瑛町行政改革大綱の事業効果の評価をもとに策定するもので、組織の更なる効率化に向けて取り組みを進める指針となるものです。

これまでの取り組みの中で実行できている、あるいは着実に効果が現れてきている実施項目を継続し、更なる検討を加えながら運用していくとともに、美瑛町のこれからの総合戦略となる「美瑛町まちづくり総合計画」（平成28～

平成37)の実現に向け、厳しい財政事情の中で、創意工夫による事業選択や経費の抑制を図る行動計画として、住民の理解と協力の下で進めていくものです。

## 第2 改革推進の具体的方針

### 1. 事務事業（行政が行っている仕事）の見直し

行政の役割と責任を明確にし、限られた財源を効率的に執行するためには、事務事業の公益性、必要性及び緊急性を重視し、併せて事業の整理統合を行い、受益と負担の公平性を確保し、効率的な事業の実施展開を図り、住民サービスの提供に努め、行政手続きの簡素化、行政事務の迅速化を進めるとともに行政運営の透明性の向上を図り、必要情報の公開を行わなければなりません。

#### 具体的な実施項目

- (1) 積極的に5S運動に取り組み、日常的な整理整頓によって業務の効率化を図るとともに、町職員としての意識向上につなげます。
- (2) 単独で長期的に安定した財政基盤の確立を図るため、事務事業の整理統合を行い、広域的に実施することが適当な事務事業は、広域行政への移行を推進します。
- (3) 行政需要に即した適正な事業を選択し、その必要性を明確にします。
- (4) 民間委託が進んでいない分野については、委託の適正等を含め再検討するとともに、積極的に民間委託を推進し、適正な管理の下、行政運営の効率化と住民サービスの最適化を図ります。
- (5) 住民にとって有益で実施可能な権限移譲事務を受け入れ、住民サービスの向上に努めます。
- (6) 補助金等について、行政の支援すべき範囲、経費負担のあり方、行政効果及び事業評価を精査するとともに廃止、統合の期限等の設定を検討し、受益と負担の公平性を確保し、住民の理解と協力を得ながら補助金等の適正化に取り組みます。

国庫・道補助事業等については、事業の必要性、効果等を十分検討するとともに、将来を見据えて事業選択します。

## 2. 行政機構と職員体制の見直し

本町の人口に適応した行政の組織機構とするため、定員適正化計画を運用し、将来を見据えた計画的な定員管理を行っていく必要があります。一方、現行の自治事務、法定受託事務に加え、権限移譲に伴う事務の取り扱いも今後増加していくことが予想され、住民への迅速・正確なサービス提供が益々求められます。

このような状況に対応するため、事業の効果を整理するとともに、将来人口に見合う行政規模を確立し、適正な行政機構となるよう業務量に応じた職員配置を実施し、計画的に行政機構と職員体制の見直しを推進します。

### 具体的な実施項目

- (1) 将来に対応できる行政規模、機構及び適正な職員配置を行うため、数値目標を設定した定員適正化計画を運用します。
- (2) スタッフ制のメリットを発揮し、職員間の意思疎通を図りながら、事務の効率化を進めます。
- (3) 職員の基礎的な行政遂行能力に基づいた政策形成力等の向上と、多種多様な行政運営に必要な創造力豊かな発想を持った人材の育成、確保、意識改革を図ります。

## 3. 行政の情報化の推進と行政サービスの向上

ICT（情報通信技術）の発展とそれに伴う電子機器等の機能向上は日進月歩の勢いを見せ、本町においても、これら高度情報化に対応すべく町内全域に光通信網の整備を進め、高速ブロードバンドの活用を実現してきました。

また、役場庁舎や町民センター、各展望公園などの公共施設に「美瑛町FREE Wi-Fi」を設置し、住民や観光客へのサービス向上に努めてきました。

今後は、マイナンバー制度等の施行により益々重要視される個人情報保護を遵守し、これまで整備を進めてきた環境を活かした電子行政サービスの充実・高度化をさらに進めます。

### 具体的な実施項目

- (1) 庁舎内、公共施設間のネットワークを活用し、各種事務事業の簡素化、迅速化に努めます。
- (2) ホームページ、フェイスブック等を活用して迅速に行政情報を配信し、

住民サービスの向上を図ります。

- (3) 文書事務及び窓口事務の電子化により住民の利便性向上を図ります。
- (4) 永年及び長期保存文書をデータ化することにより、検索の利便性を向上させます。
- (5) 自治体クラウド（情報システムを庁舎内で保有・管理せず外部のデータセンター等で保有・管理し通信回線を経由して利用できるようにすること）の導入を検討し、ハードウェアやシステムの維持管理費削減につなげます。

#### 4. 住民協働を意識した行政運営

住民の参画および協働による取り組みは、まちづくりにおける重要な要素です。

その取り組みの母体となり得るボランティアや各種団体の活動を応援し、誇りと愛着をもってまちづくりに接してもらえる体制づくりを図ります。

具体的な実施項目

- (1) 各種団体等による地域住民活動を支援し、まちづくりへの協働事業推進を図ります。

#### 5. 公共施設の効果的な管理運営

住民コミュニティを育む、あるいは積極的な住民活動の拠点となり得る公共施設の適正な設置、維持に当たっては、利用者の利便性向上に向けた効率的な管理運営を図っていかなければなりません。

また、施設毎の役割を明確にし、利活用の実績等を踏まえ有効な活用を図るとともに新たな運営手法を取り入れるなど、将来を見据えた施設の適正な運用に向けて検討する必要があります。

具体的な実施項目

- (1) 指定管理者制度の有利性を検討し、実施可能な施設に導入するとともに行政運営の効率化、経費節減、民間雇用の創出及び地域経済の活性化を図ります。
- (2) 効率的な施設運営を推進するため、ボランティア、住民自主管理制度の有効活用を検討するとともに、その活動に対し支援できる体制づくりを検討します。

- (3) 既存施設の機能・役割分担を明確にし、広域的な施設利用を検討し、他施設との連携を図ります。
- (4) 未利用地及び施設の資産有効活用を進め、実情に合わせて貸付売却を促進するなど、効果的な施策による管理体制を図ります。

#### 6. 監査機能の充実

事業事務の公正かつ能率的な執行を図るため、監査機能の強化・充実が重要となります。

このことから、効率的・効果的な監査計画の策定および適切な実施計画を作成して、これに基づいた監査により更なる機能の充実に努めます。

### 第3 実施期間

本大綱に基づく行政改革の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会情勢が大きく変化した場合は、その都度計画を見直すこととします。

### 第4 大綱等の公表

行政改革の推進に当たっては、その内容や具体的な実施完了年度の取り組みを明示したものについて公表するとともに、毎年度、具体的な実施項目の検証を行い、その結果を公表します。